

平成27年7月銚子市教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成27年7月28日(火)

午後3時00分 開 会 午後3時32分 閉 会

2 場 所

銚子市役所3階 庁議室

3 出席委員

委員長	松 尾 順 子
委 員	八 角 憲 男
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	大八木 鷹 次
委 員	石 川 善 昭

4 出席職員

教育部長	青柳 清一	参事(教育総務課長事務取扱)	石橋多加士
学校教育課長(兼学校給食センター所長)	遠藤 洋一	生涯学習スポーツ課長	浪川 秀樹
学校教育課課長補佐	向後 陽子	学校教育課課長補佐	宇野 聡
指導室長(兼小児言語指導センター所長)	佐野 久子	生涯学習スポーツ課長補佐(兼青少年文化会館長)	柴 紀充
生涯学習スポーツ課長補佐(兼体育館長)	飯笹 博充	青少年指導センター所長	草野 元良
市民センター所長	鈴木由美子	公正図書館長	林 宏美
ジオパーク推進室長	玉崎 雄三	銚子高等学校事務長	高森 良文

5 議題等

議案第34号 平成28年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について
議案第35号 平成28年度使用義務教育諸学校の教科用図書の採択について

6 議事の内容

【委員長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成27年7月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

【委員長】

それでは、教育委員会に関する報告をしていただきます。

では、教育長からお願いします。

【教育長】

それでは、お手元にお配りした資料に沿って、前回の教育委員会定例会以降の報告をさせていただきます。

まず、1点目ですが、6月26日に春日小教育委員会学校訪問を実施いたしました。出席者は松尾委員長、八角委員長職務代理、私の3名でした。

2点目ですが、6月29日に銚子一中教育委員会学校訪問を実施いたしました。出席者は、松尾委員長、大八木委員、私の3名でした。

3点目ですが、6月30日が6月議会最終日でした。各委員会報告をし、採決を行い、閉会でした。過日の教育委員会協議会でお示ししました、中学校再編に対する銚子市教育委員会の慎重な対応を求める議員発議が決議されました。

4点目ですが、7月1日に第3回管内教育長会議が東総教育会館で行われました。北総教育事務所より、平成27年度の県の教員採用選考並びに管理職選考についての説明がありました。

5点目ですが、同日午後3時から千葉県都市教育長協議会がホテルポートプラザ千葉で開催されました。県教育委員会への千葉県教育予算及び人事に関する要望書についての協議を行いました。

6点目ですが、7月2日に第2回東総教科用図書採択協議会が東総教育会館で開催されました。協議会のメンバーである、松尾委員長と私が、出席をしました。この採択協議会ですが、平成28年度から使用いたします管内の中学校の教科書の採択です。この後に協議をしていただきます。

7点目ですが、7月6日に第2回市内定例校長会を市民ホールで行いました。内容ですが、指導室の所感、それから管理主事からそれぞれ説明がありました。並びに再編についての経過を私から説明をいたしました。また、夏季休業中の教員、並びに児童生徒の事故防止について校長等に指導をお願いいたしました。

8点目ですが、7月8日に東総地方教育委員会連絡協議会研修視察が実施され、成田にあります、全国で唯一の麻薬探知犬訓練センター、小中一貫校の成田市立下総みどり学園を見学いたしました。

9点目ですが、7月13日に本城小教育委員会学校訪問を実施いたしました。

10点目ですが、7月15日の午後7時から猿田小学校保護者との懇談会を実施しました。出席者は、資料のとおりです。内容ですが、猿田小の保護者の要請により、開催をし、保護者の意向を受けながら過日協議会等で協議いただいた猿田小のこれからのことについて話をまいりました。今後繰り返し実施をして参りたいと思いません。

11点目ですが、7月18日に浅間様の街頭補導を実施しました。出席者は、防犯関係団体、青少年健全育成団体、警察署、PTA、教員、大勢の参加をいただきました。おかげさまで大きな事件事故は報告されませんでした。

12点目ですが、7月21日に教育委員会協議会が名誉参与室にて開催されました。再編についての協議をいただいたところです。

13点目ですが、7月22日から24日までに片品村・明神小交歓会が開催されま

した。今年は50周年ということで23、24日には片品村の村長、教育長も出席されました。

14点目ですが、7月24日に平成27年度広島派遣結団式を実施いたしました。派遣期日は8月4日から6日までです。派遣者は4名で、3年生1年女子、5年生1年男子、2年男子、銚子中生3年女子でございます。

以上で報告を終わります。

【委員長】

ありがとうございました。その他に教育委員に報告することがありましたらお願いします。

【委員長】

特に無いようですので、それでは、議事に入ります。

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、先例にならい、大八木委員、石川委員を指名します。

【委員長】

日程第2 会議時間の決定を議題といたします。

会議時間について、お諮りいたします。

本日の会議時間は、午後4時までといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって会議時間は午後4時までと決定いたしました。

【委員長】

続きまして、日程第3及び日程第4を議題といたしますが、委員の皆さんにお諮りします。議案第34号並びに議案第35号につきましては、教科書採択の案件で、公表前のため審議は非公開にし、公表が9月1日となっているため、会議録の公開は9月1日以降にいたしたいと思っておりますがいかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

【委員長】

ご異議ないものと認めます。

【委員長】

よって、議案第34号並びに議案第35号は非公開とし、会議録への記載はしないこととします。この際、暫時休憩いたします。関係職員以外は退席をお願いします。

《 職 員 退 室 》

【委員長】

休憩前に引続き、会議を開きます。

【委員長】

日程第3 議案第34号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

それでは、議案第34号「平成28年度使用銚子市立高等学校用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

本議案は、「銚子市立銚子高等学校」で使用される教科用図書、いわゆる教科書を採択しようとするものです。

高等学校の教科書は、銚子市立高等学校管理規則第16条に基づき、毎年、学習指導要領に基づいて編集され文部科学省の検定を経た教科書の中から、生徒の実態や能力に適合し、かつ、学校の教育目標の実現に資するものを校長が選定し、それを受けて、教育委員会が採択するものです。

別紙の「平成28年度使用高等学校教科書 選定理由書」をご覧ください。これは、校長により選定された教科書の一覧をお示ししたものでございます。

今回、市立高校において選定された教科書は、普通教育に関する教科では、「国語」が4点、「地理歴史」が7点、「公民」が3点、「数学」が5点、「理科」が7点、「保健体育」が1点、「芸術」が9点、「外国語」が5点、「家庭」が1点、「情報」が1点の計43点でございます。

専門教育に関する教科では、「理数」が6点、「家庭」が1点の計7点になります。

以上、提案理由をご説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、資料につきましては、のちほど回収させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【委員長】

高校の教科書は毎年選定されているとのことですが、教科書も毎年新しいものが発行されているのですか。

【学校教育課長】

教科書の選定は毎年行われておりますが、内容については新しいものが毎年発行されているかどうかについてはわかりません。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないようですので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第34号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第34号は原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

続きまして、日程第4 議案第35号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【委員長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第35号「平成28年度義務教育諸学校の使用教科用図書の採択について」ご説明申し上げます。

本議案は、平成28年度に本市の小・中学校及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書を採択するものであります。

まずはじめに、教科用図書いわゆる教科書は、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」の第14条等から4年間は同一のものを採択することになっております。小学校は平成27年度から4年間、中学校は平成24年度から本年度まで4年間、同一の教科書を採択しなければならないこととなっております。したがって、中学校の教科書は、今年度新たに採択することになります。

その採択にあたりましては、同じく「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第12条、第13条により、県が設定する採択地区で協議会を設けて、同一のものを採択することとなっております。

銚子市、旭市、匝瑳市の3市が同一地区で、5月28日と7月2日の2回にわたり教科用図書海匠採択地区協議会が開催され、中学校用教科用図書の選定が行われました。

資料をご覧ください。最初に小学校用の教科用図書が載っております。今回された中学校のものは一枚めくっていただいたところにあります。小学校教科用図書ですが、昨年度教育委員会において採択され、現在本市で使用しています。今年度も同様にこれらの教科書を採択していただくこととなります。

次に、中学校教科用図書ですが、これが7月2日に開催された海匠地区採択協議会

での選定結果です。今年度の選定で、音楽の器楽合奏の教科書が、昨年度までの教育芸術社の「中学生の音楽」から教育出版社の「中学楽器 音楽のおくりもの」に変わりました。その他、9教科14種目全てについては、現在使用中の教科書の発行者と同一でございます。

次のページにあります、文部科学省著作の特別支援学校用教科書（知的障害児童生徒用）についてですが、これは、小・中学校の特別支援学級用として、毎年採択しております。本市の特別支援学級では、各学校とも通常の教科書を無償給付し、実態としては給付されておきませんが、今後の可能性を踏まえて、今年度も採択していただくこととなります。

最後に、特別支援学級では、その実態から教科書に代わり一般の図書を教科書に代わって無償給与することができます。

ただいまご説明いたしました小・中学校の教科書や文部科学省著作の教科書では難しすぎるなど、児童生徒の実態に合わない場合、教科書に代わって絵本等を無償で給付できるというものでございます。この一般の図書は、児童生徒の実態が代わることから、毎年選定をして、採択するということになっております。

別冊資料をご覧ください。

この一覧の図書は、千葉県により選定されたものでございます。この中から、地域の実態にあわせて選定することになりますが、表の右の欄に○がついておりますのもが、海浜採択地区協議会で選定された図書であります。

今まで本市での無償給付の実績はございませんが、今後の可能性を踏まえて採択していただく必要がございます。

以上で議案第35号の説明を終わりますが、採択結果につきましては、他の地域の採択が終了する8月末まで非公開とさせていただきます。資料につきましても審議終了後回収させていただきます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

【委員長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【鈴木委員】

今言われました、知的障害児童生徒用の一般の図書について、教科書に代わって、無償で給付できるとの説明でしたが、現在は通常の教科書を使用しているとのことですが、例えばその判断は学校、あるいは学級の担任等が判断するのでしょうか。

【学校教育課長】

判断は厳密には学校になります。したがって学校というところに保護者、子供の意見も含まれます。

【鈴木委員】

例えば学校が他の図書を使いたいということになった場合には、北総教育事務所にその旨を伝えればいいのか。

【学校教育課長】

給付については、県の方から教科書になるのか、星本という文科省著作本になるのか、一般用図書になるのか聞かれますので、それに対して県に求めるようになります。ただ最近では、星本や一般図書を銚子市では使用しておりません。

【教育長】

補足させていただきます。これはバラバラには給付されません。例えば、ある教科は教科書、ある教科は星本、ある教科は一般図書ということはできません。必ず全て偏らなければなりません。ですので、自分の子供にも他の子供たちと同じ教科書を使用したいと要望される保護者が多いです。ということで、教科書用図書一覧にある教科書を給付して、場合によっては学校の中の図書費で、図書室やその教室等にこれらの図書を購入し、子供たちに使用させるケースが多いです。

【松尾委員長】

特別支援学級の児童生徒は、教科書は他の子供たちと同様の一般の教科書を使用しており、一般用図書については各教室等が学校の図書費で購入されているとのことでしたが、この学校の図書費については特別支援学級用の枠がちゃんとあるのですか。

【学校教育課長】

それについては学校独自だと思いますが、図書費、もしくはPTAのお金から各学校が購入していると思います。

【教育長】

すべての図書を購入すると莫大な冊数になってしまいますので、子供、学級の実態に応じて数冊購入することになるかと思えます。毎年内容がバラバラではありませんので、前年や数年前に購入した図書をそのまま使用し、一年で数冊ずつ購入していくケースが多いようです。

【委員長】

他に質疑はありませんか。

他に質疑ないので、これをもって、質疑を終結します。

【委員長】

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【委員長】

討論なしと認めます。

これより採決いたします。議案第35号について、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【委員長】

挙手全員であります。

よって、議案第35号は原案のとおり承認することと決しました。

この際、暫時休憩いたします。

《 職 員 再 入 室 》

【委員長】

休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいまの議事の結果を申し上げます。

採決を行いまして、議案第34号及び第35号は、原案のとおり承認することと決しました。

【委員長】

以上をもちまして、平成27年7月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第51条の規定により署名する。

平成27年8月26日

署名委員 大八木 鷹 次

署名委員 石 川 善 昭